

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務委託
担当部・課名	未来創生部 まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	東日本旅客鉄道株式会社(東京都渋谷区代々木二丁目2番2号)
契約金額(税込)	5,252,000円
契約締結日	令和3年9月1日
契約期間	令和3年9月1日～令和4年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>ふるさとまちづくり応援寄附(以下「ふるさと納税」という。)について、今後更なる寄附金受入額の向上には、さらなる寄附サービスの充実が求められています。</p> <p>寄附受入金額の増加を見込める手法として、全国的に多くの自治体が登録し、多彩な返礼品の取扱い、各社が運営するポータルサイト等があり、当該事業者が有する媒体に情報を掲載し、寄附受付を行うにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務委託
担当部・課名	未来創生部 まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社高島屋(東京都中央区日本橋二丁目4番1号)
契約金額(税込)	683,000円
契約締結日	令和3年9月1日
契約期間	令和3年9月1日～令和4年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>ふるさとまちづくり応援寄附(以下「ふるさと納税」という。)について、今後更なる寄附金受入額の向上には、さらなる寄附サービスの充実が求められています。</p> <p>寄附受入金額の増加を見込める手法として、全国的に多くの自治体が登録し、多彩な返礼品の取扱い、各社が運営するポータルサイト等があり、当該事業者が有する媒体に情報を掲載し、寄附受付を行うにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市立図書館システム再構築事業	
担当部・課名	生涯学習部 図書館	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	富士通 Japan 株式会社 大阪市北区梅田 3-3-10	
契約金額(税込)	1,323,168 円	
契約締結日	令和 3 年 9 月 1 日	
契約期間	令和 3 年 9 月 1 日～令和 4 年 1 月 31 日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	富士通 Japan との図書館システム再構築業務委託契約を、期間満了後の令和3年9月から令和4年1月までの5カ月間延長する。その間に新システムを構築し、新たな契約を締結するための準備期間である。 以上のような理由により、本契約を委託できるのは富士通 Japan 株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、同社と随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市介護予防拠点事業運営業務委託（下荘小学校区及び桃の木台小学校区）	
担当部・課名	健康福祉部 介護保険課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人リュウ 大阪府阪南市鳥取中126-1	
契約金額（税込）	23,439,601 円	
契約締結日	令和3年9月1日	
契約期間	令和3年10月1日～令和7年3月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、介護保険法に規定する一般介護予防事業を実施するため高齢者だけではなく、障がい者や子ども等の多世代を含めた地域住民と交流できるよう、共生型の介護予防拠点の設置をし、高齢者が健康で、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らし続けられることを目的としている。 当該業務については、「阪南市介護予防拠点事業運営業務委託事業者選定委員会」を設置し、提案公募型プロポーザル方式で、業務遂行能力、事業内容、実施環境等、総合的な観点から、事業者の審査及び評価を行った結果、履行に最も適した候補者として選定した上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和3年度主査級昇任選考業務委託
担当部・課名	総務部秘書人事課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社公職研 東京都千代田区神田神保町2丁目20番地
契約金額（税込）	546,436円
契約締結日	令和3年9月27日
契約期間	契約締結の日～令和3年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>当該業務は、主査級昇任選考実施要綱第5条に基づき毎年度1回実施しています。問題については、択一式及び記述式、市政知識があります。</p> <p>その作成については、出題傾向、難易度、採点基準、市政知識問題において過去の当該業務との一体性及び整合性を図る必要があります。特に、記述式問題の難易度については、配点上も一定の割合をしめていることから、採点基準についても整合性を図る必要があります。</p> <p>また、公務員を対象とした択一式及び記述式、市政問題を作成から採点まででき、知識及び経験を持ち、公平性を確保できる事業者は株式会社公職研以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。</p>